

平成23年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成23年3月24日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成23年3月24日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成23年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成23年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成23年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成23年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 平成23年度周防大島町公営企業局企業会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第46号 平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第12 議案第47号 平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第48号 平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議案第49号 平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第50号 平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第51号 平成22年度開作入川河川整備工事の請負契約の締結について

日程第17 議案第52号 平成22年度白木(地家室)漁港海岸離岸堤改修工事の請負契約の締結について

日程第18 議員派遣

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号 平成23年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第2 議案第2号 平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第3号 平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第4号 平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第5号 平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第6 議案第6号 平成23年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第7 議案第7号 平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第8 議案第8号 平成23年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第9 議案第9号 平成23年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第10 議案第10号 平成23年度周防大島町公営企業局企業会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第11 議案第46号 平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)

日程第12 議案第47号 平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第13 議案第48号 平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第14 議案第49号 平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

日程第15 議案第50号 平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)

日程第16 議案第51号 平成22年度開作入川河川整備工事の請負契約の締結について

日程第17 議案第52号 平成22年度白木(地家室)漁港海岸離岸堤改修工事の請負契約の締結について

結について

日程第18 議員派遣

出席議員（16名）

1番	田中隆太郎君	4番	新山 玄雄君
5番	平野 和生君	6番	魚原 満晴君
8番	広田 清晴君	9番	安本 貞敏君
10番	尾元 武君	11番	中村 美子君
12番	中本 博明君	13番	魚谷 洋一君
14番	平川 敏郎君	15番	松井 岑雄君
17番	久保 雅己君	18番	布村 和男君
19番	小田 貞利君	20番	荒川 政義君

欠席議員（3名）

2番	杉山 藤雄君	3番	神岡 光人君
7番	今元 直寛君		

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	木元 真琴君	議事課長	中尾 豊樹君
書記	中村 和江君	書記	林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君		
総務部長	中野 守雄君	産業建設部長	嶋元 則昭君
健康福祉部長	田村 敏範君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	川元 文雄君
東和総合支所長	菊本 雅喜君	橘総合支所長	八幡 清治君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君

教育次長 村田 雅典君 公営企業局総務部長 ... 河村 常和君
総務課長 西本 芳隆君 財政課長 奈良元正昭君
契約監理課長 上元 勝見君

午前9時30分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。昨日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。杉山議員さんから欠席の通告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．議案第1号

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

日程第6．議案第6号

日程第7．議案第7号

日程第8．議案第8号

日程第9．議案第9号

日程第10．議案第10号

議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号平成23年度周防大島町一般会計予算から日程第10、議案第10号平成23年度周防大島町公営企業局企業会計予算についてまでの10議案を一括上程し、これを議題とします。

3月9日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会報告書が提出されておりますので、10議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚谷議員。総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月14日委員会を開催し、付託された議案の審査を行ないました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行ない、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分及び議案第9号の付託議案2件について、全件とも全員賛成によりいずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当りましたその過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議案第1号平成23年度周防大島町一般会計予算について、総務課関係では、委員より、職員採用に関して、今後は建築士等の専門職の採用を考える時期ではないか。経験、年齢も考慮する必要もあると思うがとの質問に対して、合併後採用していなかったが、年齢構成の課題もあり平成21年から一般職を採用しており、今後も適正化計画に基づいて採用する予定である。専門職や資格職の採用については、定数の中に組み入れられ人事異動ができないなどの問題もあるが考慮はすべきとは考えているとの答弁でありました。

戸籍住基班関係では、委員より、在日外国人の数についての問いに、現在74名であるとの答弁でありました。

また、今回の東日本大震災に関連して幾つかの質問の中、本町の住民基本台帳などの災害対策は大丈夫かとの質問には、戸籍用金庫については、耐火性はあるが防水性はない。副本は岩国法務局にあるので喪失の場合は対応可能。災害種別によって対応は異なるが、これらの管理については、今回の被害等を踏まえ改善の方向性が示されると思う。今後検討をすることとなるとの答弁でした。

自主防災組織の強化のため、自治会防災訓練補助金の内容を見直し、さらなる啓発を望むとの質問には、自治会防災訓練補助金の件数は伸びておらず、啓蒙不足もあるとも感じるが、行政連絡員集会において、自治会防災訓練補助金について説明し、自主防災活動の取り組みについても説明している。昨年、県の主催であったが、防災センターで、自主防災リーダー養成講座に当町からも自治会長等の参加をいただいたとの答弁でありました。

高齢者等に対する、防災意識の高揚を図りたいとの質問には、今回の震災に対する町職員の派遣、物資調達の用意、義援金を募る事について準備中である。これを機会に、当町における防災意識の啓蒙を図りたいとの答弁でありました。

ハザードマップの見直しはあるのかとの質問には、現在、高潮・洪水ハザードマップと地震防災マップは作成済みで、ハザードマップ見直しの予定は現在のところないが、津波被害に関してのデータ変更があれば、作成する必要があると考えているとの答弁でありました。

そのほか、職員に関する研修、待遇、喫煙場所に関する発言もありました。

次に、政策企画課関係では、委員より、地域情報通信基盤整備推進事業のうち、備品購入のビデオカメラはどのようなものか。また、番組制作委託料300万円はどの程度を考えているのかとの質問に、カメラは50万円程度で、編集機器を含め200万円程度。大島のおもしろい企画など、個人の投稿への貸し出しも考えている。番組制作は、周防大島町チャンネルとして15分番組を月2回、ほかに特別番組や記録番組を数回予定しているとの答弁でありました。

関連して、難視聴地域の定義や指定の実態について、利用料等についての質問に、工事の進捗

はほぼ順調である。難視聴地域の実体数はおおむね把握しているが、日々変化している状況である。また、地域指定はデジタル放送推進協会が調査決定するものであり、安易に拡大することは難しい。利用料は、難視聴地域は5,000円の加入料負担で、利用料は月額945円、それ以外は17,200円の加入料で、利用料は月額1,470円であるとの答弁でありました。

また、町営住宅に対するCATVの取扱いはどうするのかとの質問に、町営住宅には単独アンテナと共同アンテナがある。難視聴地域は引き込みや加入金負担は町が、利用料は入居者に負担してもらう。難視聴地域以外は一般加入と同様の扱いで、共同アンテナの場合は、入居者で話し合いの上決定してもらうとの答弁でありました。

また、ふるさと応援事業の備品購入での紙芝居は何組買うのかとの質問に、約150セット購入し、各図書館へ整備するとの答弁でありました。

次に、財政課関係では委員より、地方交付税の今後の見通しについてどのように考えているのかとの質問に、国の財政状況が依然厳しいことから不透明な部分が多いが、平成23年から平成25年までの3年間は、平成22年の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとされています。しかしながら、合併から10年を迎える平成27年からは、法律によるものであり確実に減ってきます。

また、他の市町村で災害等が起こると特別交付税額が減少することもあるかと思われるとの答弁でありました。

また、財政調整基金の今後の見通しについてどのように考えているのかとの質問に対し、財政調整基金の適正額は標準財政規模の10%から15%といわれている。多いほうがよいが、一方で住民サービスの低下になってはいけないので、その都度、適切な対応をするべきと思われるとの答弁でありました。

次に、総合支所関係では委員より、工事請負費の内容として道路・水路の維持補修との説明がありましたが、ためますも対象となるのかとの質問に対し、対象になるとの答弁でありました。

また、各出張所で非常勤嘱託職員の報酬金額が異なるのはどういう理由かとの質問に、通勤手当を支給することとなり、距離によって支給されない方もあることから、それぞれ差が生じますとの答弁がありました。

工事請負費、原材料費に関して、それぞれ250万円、100万円で足りているのか。また、水路補修等に際して、過疎・高齢により関係者数が少ない地区がふえているので、柔軟な対応をお願いしたいとの質問に、不足する場合は補正で対応していきたい。また、水路補修等は、赤線・青線については、取り扱い要領もあるためやむを得ない面がある。要領の改正の必要もあり、今後の検討材料ですとの答弁でありました。

旧東和庁舎の解体あるいは、利用の予定はあるのかとの質問に、旧東和庁舎前に、カラーコー

ンやロープを設置している場所がありますが、これは、かわらの落下対策のためで、特に解体や利用の予定はありませんとの答弁でありました。

そのほか、日良居出張所エレベーターについての発言もありました。

次に、税務課関係、契約監理課・議会関係については、特に質疑はありませんでした。

次に、教育委員会関係では、まず総務課・学校教育課関係で、委員から、学校統合に伴い教職員もかなり減少したと思う。教職員住宅もかなり空きがあるのではないかと、有効利用の意味で一般の人が利用できる方策を進めてはどうかとの質問に対し、現在、教職員住宅47戸のうち入居は35戸である。教職員住宅の一般貸し出しは、起債の繰上償還と条例等の改正が必要となる。繰上等に関して協議をしていきたいとの答弁でありました。これに対し委員より、有効活用の意味から、先手先手で進めてもらいたいとの提言がありました。

また、和田小学校は、来年度新入生が1人で複式学級編成であるが、児童数1人の学年についてどのような学校運営をしていくのかとの質問に対し、離島の浮島小・情島小学校及び中学校統合により校区の中学校が廃校になった地域以外の児童数20人以下の小規模校を対象に学校統合を推進しており、和田小学校についても、保護者・未就学児保護者から提案があったアンケート調査を実施した結果、森野小学校への統合に賛成が7名、反対が3名でありました。3割の反対であれば、和田小を森野小へ統合を推し進めることはできないので、今年の秋口までに、和田小学校の保護者・未就学児保護者で話し合い、大方の方向性を出してもらおうよう要請している。将来推計では、来年度児童数は14名であるが、最少で5名くらいになることが予測されているが、保護者・未就学児保護者の了解が得られないと統合は進められない。1学年の児童数が1人になる少人数のメリットよりデメリットの方が大きいと考えたとの答弁でありました。

そのほか、教職員住宅へのエアコン設置について、スクールバスの車庫設置についての発言がありました。

次に、社会教育課関係では、委員より、文化財の修理についてどの程度修理が必要か、また種類はどのくらいあるのかとの質問に対し、現在、久賀の諸職用具収蔵庫には2,707点が保存されており、調査の結果5段階評価のうち175点がAランクの評価で、保存処置が必要。事業の内容については、金属劣化、シロアリ等害虫の対策等が必要なものが171点、たがの補修が必要な6尺おけ等4点が対象となっている。保存処理は、奈良県の元興寺文化財研究所保存科学センターに委託する予定。費用については総予算を1,773万2,000円とし、23年度に900万円、24年度に873万2,000円の2カ年での実施を見込んでいるとの答弁がありました。

また、史跡案内板等の設置場所等はどのような考えかとの質問に対し、今年度は久賀地区の明治記念公園等10カ所に設置予定。設置に当たっては案内板、標柱等の設置を計画している。他

地区については、今後調整がつき次第実施していく予定との答弁でありました。

教育支所に関しては、質疑はありませんでした。

最後に、議案第9号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、特に質疑はございませんでした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。総務常任委員長に対する質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、総務のほうを担当しちよる部分で、まず1つは教育委員会関係であります。御承知のように、今先ほど、教育支所にかかわる部分には質疑ありませんでしたという報告でありました。それで、教育支所関係が、初日の町長の行政報告によるとかなりの変更が起こります。公民館費に組まれておるであろうと思われる部分、これが教育支所関係で、人件費分で、金額的に見れば対前年1,800万円の減額です。

それで、大体推定するのに、支所長だけの減数かどうかわかりませんが、かなりの減数です。社会教育総務で、対前年303万3,000円、通常1というふうを考えられます。それで、保健体育総務は292万6,000万円、これは国体関連かなというふうに見えますが、1増の給与関係であります。そして、学校給食関係は補てんせずマイナス352万円という状況です。

これが、いわゆる新年度予算にかかわる教育支所等について、大幅に異動があるというふうに予測される部分です。そうして見るときに、実際的にこれの対応をどうするのか。例えば、実際的に教育支所長を廃止するのかなのか含めて、例えば具体的にほとんど質疑はなかったちゅう報告であるなら、これほど重大な中身が委員会で審議がされなかったのではないかというふうに思われますが、実際的にはどうなのかという部分で、執行部側から補足説明があったのかどうか。

その点に限って、私は非常に重要な案件だと考えておりますので、例えばその後の対応をどうするのかという点で、執行部側から補足説明があったのかなかったのか、聞いておきたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 教育委員会関係では、先ほど御報告申し上げましたように、総務課関係、それから学校教育課関係、社会教育課関係の、課別の質疑応答でいいますと、その内容が質疑応答されたということでございます。

それで、先ほど報告いたしましたように、個別の教育支所関係については、質疑はございませんでした。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 人事異動に関して、議会と執行部の関係があります。といいますのが、例えば管理規程を見直す場合に、例えば条例変更でやるか、例えば要綱変更でやるかは別として実質的には議会に対して、私は説明、いわゆる内容の変更の説明をすべき内容だというふうにあります。その点でも教育支所関係の変更について、実際的にそういう補足も一切なかったということで、よろしいのでしょうか。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 同じ意味のお答えになるかとは思いますが、当委員会に関しましての教育支所関係の質疑はございませんでした。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。総務文教常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、民生常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。尾元議員。

民生常任委員長（尾元 武君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月14日委員会を開催し、付託された議案の審査を行ないました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行ない、十分なる審議の結果、議案第1号の本委員会所管部分から議案第4号、議案第10号の付託議案5件について、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当りました過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、一般会計について福祉課関係では、子育て支援特別対策事業補助金の研修内容についての質問に対し、保育士の質の向上に関する研修会であるとの答弁でした。

地域見守りネットワーク整備強化事業は、単年度事業で次年度からは県の補助がないのかとの質問に対し、単年度事業で社会福祉協議会へ委託し、現在実施している諸事業の窓口を1つに集約して、内容を充実させるものであるとの答弁でした。

また、この事業の内容についての質問に対し、緊急連絡カードの作成、地域福祉座談会の開催、ふれあいサロンの連携等が主なものであるが、予算の半分は職員人件費であるとの答弁でした。

福祉事務所設置事業について、人員は何名見込んでいるのかとの質問に対し、県からの査察指導員が1名、町職員のケースワーカーが3名、職員が2名の計6名であるとの答弁でした。

査察指導員は常駐か、また所長は誰がやるのかとの質問に対し、査察指導員は常駐である。なお、ケースワーカーを数年経験すると査察指導員の資格を有することができるので、その後は、

ケースワーカーから査察指導員に順次繰り上がる。福祉事務所長は、健康福祉部長の兼務を予定しているとの答弁でした。

また、権限委譲事務についての質問に対し、委譲事務は生活保護、授産施設等入所、児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、母子家庭自立支援の6つの事務であるとの答弁でした。

社会福祉施設整備事業の借地料の内容は、またすぱーく大島は債務負担が終了した後に売買等の議論は進んでいるのかとの質問に対し、借地料については、久賀の軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、グループホーム、大島の高塔苑、棕野の生きがいの家の借地料である。またすぱーく大島の借地については、今後社会福祉協議会を交えて協議していきたいとの答弁でした。

福祉医療費審査支払事務委託料、ちびっ子医療費審査支払事務委託料の委託先はとの質問に対し、山口県国保連合会であるとの答弁でした。

福祉タクシー利用助成金の予算計上は、前年度実績によるものか、対象者数によるものか、またその伸び率はとの質問に対し、前年度実績によるもので、年間の伸び率は1.05であるとの答弁でした。

高齢者福祉計画の委託料は、3年ごとの見直しによるものかとの質問に対し、3年ごとの計画の見直しによるものであるとの答弁でした。

高齢者の地域活動等事業補助金の内容はとの質問に対し、教養講座等の活動に対する老人クラブへの助成ということで、1地区30万円が4地区と、事務局設置事業の90万円に合わせて210万円であるとの答弁でした。

離島振興対策事業補助金は浮島の渡船料の補助かとの質問に対し、浮島園児の定期代、引率代であるとの答弁でした。

公立保育所機能強化事業の内容はとの質問に対し、久美保育所は芋の植えつけ、遠足、敬老会参加経費等、蒲野保育所は発表会等の経費、日良居保育所は愛和苑祭、サタフラへの参加、運動会等の経費であるとの答弁でした。

保育所の臨時職員は有資格者かとの質問に対し、有資格者であるとの答弁でした。

その他、町内の生活保護世帯数と近年の動向について等の質問がなされ、執行部より資料の提出がありました。

次に、健康増進課関係では、委員より、各種検診の自己負担額を大幅に変更したのは何年度からか。その時の自己負担額はとの質問に対し、執行部から自己負担金等の年次推移表が提出され、平成18年度に改正しているとのことでした。

次に、国民健康保険事業特別会計について、委員より、今年度の当初予算の歳出に1億4,600万円程度の未計上額があるということだがどうして組まなかったのか、または組めなかったのかとの質問に対し、執行部より、3月に歳出全額を計上しようとする、平成21年中

所得をもとに税率改定をするようになり、課税総額が明確でないものとなる。そこで今回は県の指導助言もあり、平成22年中所得に基づいて課税総額を決め税率改定をしたいと考え、当初には組まなかったということであるとの答弁でした。

重症化して治療を受けると医療費が多額になるので、健診等により重症化しないような対策を講じる必要があると思うが、その辺の対策はどうなっているかとの質問に対し、執行部より、早期発見、早期治療ということで健診等をお願いしているが、受診率が低い状況にある。医療費の増大で危惧しているところは、特定疾病が若い人に多いこと。このことに対する国庫の補助金が計算方法の変更により減額となり、財政的に影響しているとの答弁でした。

国保運営協議会では、財源確保の方向性は出ているのかとの質問に対し、執行部より、それはまだである。6月議会に提案するまでに、5月中に再度国保運営協議会を開催し、現状を報告したうえで方向性を示し諮問したいと考えている。5月であれば、前年所得が把握できるので、正確な課税総額から税率を示して、町長の考え方、方向性を出していきたいと考えているとの答弁でした。

今回の場合は、平成24年度に課税方式の見直しが予定されているので、全体的な方向性を考えていかなければならないのではないかと。3方式といってもどのように引き上げるかとの質問に対し、執行部より、所得が低いため、税率をかなり上げても税額はそれほど上がってこないため、税率の改正は慎重に考える必要があると思っているとの答弁でした。また、執行部より、2月に開催された国保運営協議会資料の提出がありました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について、委員より、国保の広域化と後期高齢者医療制度を廃止して国保に加入するというのがあるが、見通しはどうなっているかとの質問に対し、執行部より、これを実施するためには電算のシステム改修経費を計上する必要があるが、この経費を平成23年度において国が計上していないので、当初計画の25年度実施は不可能である。実施したとしても、平成26年度になると考えられるとの答弁でした。

次に、介護保険事業特別会計について、委員より、行政職の職員の状況はとの質問に対し、平成23年1月1日現在で16人、前年同期より1名減であるとの答弁でした。

介護保険課で雇用する臨時職員の人数及び雇用保険の加入状況はとの質問に対し、介護保険班3名、介護予防班3名、地域包括支援センター2名の計8名である。また、雇用保険の加入状況については、短時間勤務等の臨時職員が多いため、加入者は1名であるとの答弁でした。

地方分権などを受けて、介護保険制度の平成23年度における国の改正予定はとの質問に対し、執行部より、介護保険制度の方向づけをする国の社会保障審議会介護保険部会ではさまざま見直しの意見が出たが、大幅な見直しについては凍結の方針であるとの答弁でした。

介護サービス給付費の増減の内訳はとの質問に対し、執行部より、増については居宅介護サー

ビス給付費 1 億 5,223 万 5,000 円の増、減については地域密着型サービス 7,845 万円の減が主なものであるとの答弁でした。

介護認定者におけるサービス利用者の割合はとの質問に対し、平成 23 年 2 月末現在で 76.7% であるとの答弁でした。

介護認定審査会費における委託料の内容はとの質問に対し、執行部より、訪問調査委託料については、介護認定更新時における認定調査を各介護支援事業所に依頼する委託料、電算システム保守については、介護保険システムの機器及びシステムの保守委託料であるとの答弁でした。

1 次予防事業、2 次予防事業という新しい言葉が出てきたが何かとの質問に対し、執行部より、2 次予防というのは平成 22 年度でいう特定高齢者で、1 次予防は一般高齢者に関する事業であるとの答弁でした。

成年後見制度利用支援事業は、団体による申し立てだけで個人による申し立てはないのかとの質問に対し、執行部より、成年後見制度というのはあくまでも個人が申し立てをして、弁護士や司法書士に依頼するものであるが、申し立てをする 4 親等以内の親族がいない場合は町長が申し立てを行い、その後見費用を支払うものであるとの答弁でした。

次に、公営企業局企業会計について、委員より、公営企業局の職員数、臨時職員数、医師の体制はとの質問に対し、執行部より、職員数は予算書 46 ページのとおり 342 名、非常勤職員は 100 名でその内訳は医師が山口大学、広島大学など延べ 24 名、薬剤師 2 名、看護師 41 名、現業職 27 名、行政職 6 名である。常勤医師の体制は、東和病院については内科 6 名、整形外科 1 名、橋病院は内科 2 名、眼科 1 名、歯科 1 名、大島病院は内科 4 名、外科が 3 名から 2 名になり、皮膚科・泌尿器科各 1 名で合計 19 名であるとの答弁でした。

検診事業の賃金についての質問に対し、検診事業にはパート職員の人件費のみを計上し、担当の常勤職員は総務部予算に計上しているとの答弁でした。

基金約 3 億円の増額についての質問に対し、執行部より、大島病院移転新築や医療機器整備の支払いを基金取り崩しにより先払いしているが、起債借り入れにより基金への繰り入れを予定しているとの答弁でした。

収益的収支予算の組み方についての質問に対し、執行部より、費用については必要額を見込み、収益的収支で赤字にならないよう収入を見込んでいるとの答弁でした。

東和病院の改築財源の見込みについての質問に対し、執行部より、現在未耐震の改築予定部の延べ面積は約 4,200 平米で、大島病院並みの広さ、新基準で改築すると約 6,150 平米となり、補助単価 16 万 5,000 円で計算すると約 5 億円の補助金が見込まれる。残りの財源については、起債を見込んでいるとの答弁でした。

災害拠点病院にすることは考えているのかとの質問に対し、執行部より、現在の医師数や診療

科では2次救急も困難な状況であり、災害拠点病院としては難しい。地域医療を守ることを中心としてやっていくとの答弁でした。

非常食の備蓄状況についての質問に対し、執行部より、新型インフルエンザやノロウイルスの集団感染を想定し、約1週間分を各施設で備蓄しているとの答弁でした。

医療機器の購入価格についての質問に対し、執行部より、東京の全国自治体病院共済会に問い合わせをし、実勢価格を調査して予定価格の参考としているとの答弁でした。また、執行部より、施設ごとの収益的収支予算等の資料提出がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。民生常任委員長、御苦労さまでした。

次に、建設環境常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。安本議員。建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は3月14日、委員1名欠席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち、本委員会所管部分及び議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の付託議案5件について、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言等のうち主なものについて申し上げます。

まず、上下水道課関係の一般会計では、現在、下水道と合併浄化槽それぞれ並行して整備を進めていると思われるが、将来的な整備の方向性についてどのような展望をもっているかとの質問に対して、町の汚水処理施設整備計画に沿って整備を進める予定である。立地性などを考慮しつつ下水道と合併浄化槽の整備区域をそれぞれ計画的に区分して、整備を進める必要があるとの回答でした。

水価安定補助金は平成23年度までと聞いているが、今後はどのようなになるのか、協議の進捗状況はいかがかとの質問に対して、平成24年度以降についての協議は進展がない。ただし、広

域的には議会等も含めて当然、要望等を県に対して上げる必要があると考えているとの回答でした。

柳井地域広域水道企業団への出資金について、累計では48億円程度と聞いている。いつまで出資が必要なのかとの質問に対して、従来、国の10割負担であったが、平成2年に制度が改正され10分の3は構成団体が負担することになった。この部分の元利償還に関するもので、平成32年度まで必要であると聞いているとの回答でした。

そのほか、下水道関係は継続が大変な事業と理解している。一般住民にとって、よりわかりやすい将来展望を踏まえた資料の提供が必要であるとするなどの発言がありました。

次に、簡易水道事業特別会計では、滞納額の増減の状況はいかがかとの質問に対して、滞納額全体はふえている。歳入については、滞納額全体に対して一定割合を計上しているとの回答でした。

下水道事業特別会計では、公共下水について町の財政負担が多い。小松、三蒲、久賀について公共下水道整備計画があるが、整備されるとさらに経費の予算計上が必要となる。漁業集落排水、農業集落排水にしても赤字が多い。公共下水等赤字回避のための料金設定が必要ではないか。収支に応じた考え方ができないものかとの質問に対し、各事業、地区によって事業費が異なるのは確かであるが、これによって料金をそれぞれ設定することは非常に問題が多く、困難であると考えており、町内一律の料金設定としているとの回答でした。

農業集落排水事業特別会計では、計画に対する実際の利用率は現在どのような状況か。効率的な利用がなければ財政負担も多くなると思われるが、地区によっては加入率の低いところもある。今後の加入率の向上対策はどうするのかとの質問に対して、加入向上の普及促進のため宅地内整備資金に対する利子補給制度があり、建設課所管であるが、リフォーム補助金の制度を創設したところである。補助率は1割で、下水の宅地内排水設備、水道のメーター器から家の内側の給水設備はリフォーム補助金の対象となるとの回答でした。

そのほか、下水施設管理委託費の削減についてなどへの発言がありました。

漁業集落排水事業特別会計では、特に質疑はありませんでした。

次に、環境施設課関係では、施設管理の委託料は適正かとの質問に対して、清掃センター、衛生センターの施設運転管理委託料については、標準歩掛りにより算定している。管理している人員については、清掃センターは5人体制で、現在は3人現地採用し運転管理している。衛生センターは3人体制で、2人は現地採用し隔日で勤務しているとの回答でした。

衛生センターの耐用年数についての質問に対し、建物の耐用年数は60年で、昭和60年に施設建物を更新している。機械設備については、平成32年まで使用する予定で、更新補修計画を立てて整備をし、施設の延命化を図っている。老朽化が進んで建てかえる時期がきたら、柳井広

域の一部事務組合への参加も検討課題として施設運転管理を行っているとの回答でした。

次に、生活衛生課関係では、他の自治体で発生した廃棄物収集中の事故についての質問に対して、事故の具体的な状況は把握していないが、本町においては廃棄物の巻き込み作業は複数人で行うようにしており、収集車の巻き込みをとめて搬入するなど、十分に気をつけるよう指導しているとの回答でした。

政策空家の状況及びその修繕予定やその後の対応についての質問に対して、政策空家は平成23年1月末現在で28戸ある。退去後の検査で貸せるような状態でない古い住宅については解体を予定しており、修繕しないで政策空家にしているとの回答でした。

住宅使用料の滞納徴収についての質問に対して、平成22年度現年分の徴収率は、平成23年1月末現在で92%である。滞納繰越分については約4,800万円あるが、税務課の徴収対策班と連携をとって徴収の努力をしているとの回答でした。

次に、農林課関係では、イノシシをはじめとする有害鳥獣対策に関し、積極的な予算編成をいただいていることに感謝申し上げます。イノシシがこれ以上ふえないように、よい知恵を出してほしい。イノシシ被害の重大な地区は、猟犬で追い立てて鉄砲で駆除してはどうか。鉄砲で駆除するのは法律的に難しいのかとの質問に対し、農林課にも鉄砲隊での駆除の意見は寄せられている。合併前に、旧東和町で鉄砲隊と猟犬による駆除が行われたが、経費の割に捕獲実績は上がっていない。現在の有害鳥獣駆除（捕獲）については、町猟友会に捕獲の許可と依頼をしている。仮に町外から鉄砲隊を誘致すれば、同時に異なる団体に異なる捕獲方法で許可と依頼をすることになる。鉄砲隊の猟犬保護のため、町猟友会のわなを作動しないようにしなければならない。既に町内には、多数のくくりわなが仕掛けられており、実績も上がっている。他県では、銃による猟での事故も報告されており、本町においては、町猟友会によるわなの捕獲のみとし、免許取得者をふやすことにより、更なる捕獲の充実を図る方がよいと考えているとの回答でした。

平成22年度予算の補正で減額された中山間地域直接支払事業と特産対策事業は、当初予算から事業量が減ったということなのかとの質問に対して、中山間地域直接支払事業については、第3期対策が平成22年度から5年間の事業として始まったが、集落協定数が第2期対策の50協定から30協定に減少したことによるもの。高齢化により、事業継続が不可能となったことが減少の理由であるとの回答でした。

担い手総合支援事業について、担い手支援センターの運営体制はどのようになるかとの質問に対して、現在は町職員と町嘱託職員、JA職員の3名体制である。平成23年度からは、担い手育成総合支援協議会で雇用する臨時職員2名とJA職員の3名体制になるとの回答でした。

このほか、やまぐち集落営農生産拡大事業について、資源循環型肉用牛経営育成事業についてなどへの発言もありました。

次に、商工観光課関係では、星野記念館の運営に関して、東和総合支所は同じ建物内にあるが、総合支所としては狭過ぎる。星野記念館の中の支所部分に、食事などができる喫茶を設ければ収入増になると思う。今の総合支所部分は星野記念館の一部にして、総合支所は東和総合センターにしたほうがよいのではとの質問に対して、星野記念館の建設に当たっては十分に検討されて、現在の建物の形、配置になっていると理解しているとの回答でした。

体験型の修学旅行で誘致する最高の人数、件数はどれくらいを想定しているのかとの質問に対して、緊急雇用で雇用した人で民泊先として受入れ勧誘を行い、150軒は確保している。現在200軒を目指している。修学旅行の受入れについては、時期的、集中の度合いなどもあり一概には言えないが、平成23年度予想数量並みになるのではないかと回答でした。

ぐるりんバスのような地域交通システムや通学バス、病院バスの有効的利用を考えれば、空いた時間には観光ルート周遊にも使えるのではなかろうか。雇用の確保も草刈ばかりでなく、バスを走らせるのも雇用促進につながるのではないかと質問に対して、白木線のような形態での運行を考えた場合、通勤通学時での運行や形態、かかる経費等ハードルが高いとの回答でした。

このほか、商工会、観光協会への補助について、観光費における負担金についてなどへの発言もありました。

次に、建設課関係では、県道等街灯がついていないところを多々見受ける。不灯でも電気代はとられているので、担当を決めて見回りをするなど管理できないかと質問に対して、住民から通報があったものは即時対応している。見回りに関しては検討するとの回答でした。

歳入で、弁天地区埠頭交付金が減っているがとの質問に対して、交付金の算定は、柳井管内全域の係船料の合計から諸経費を引いたものを案分して交付される。歳入減の主たる理由は、柳井港等においてフェリーの本数が減ったところによるものが大きいとの回答でした。

このほかりフォーム資金助成についてなどへの発言がありました。

最後に、水産課関係では、ニューフィッシャー確保育成推進事業で、対象者は地元住民か、従事期間は何年、また補助期間は何年かと質問に対して、対象者は漁協から地元住民と聞いている。補助期間は12カ月で、従事期間は3年であるとの回答でした。

海岸保全事業の外入は新規か、また船越、内入、和佐等の事業は何年で終了かと質問に対して、継続である。計画では27年度だが、前倒しになる模様であるとの回答でした。

漁村環境整備事業19万2,000円は町の単独事業かと質問に対して、単独である。町の補助要綱に基づき実施する。所有者不明の船の残骸が航路上にあり、大変危険であるとの回答でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、

報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

建設環境常任委員長、御苦労さまでした。

暫時休憩をします。40分まで。

午前10時28分休憩

.....
午前10時42分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 反対の立場から討論したいというふうに思います。

実際的に今回の当初予算、これは0.4%、金額で5,000万円の増、134億5,000万円というのが中身であります。それで、議員の皆さん方がいろいろ一般質問等を通じてわかったように、合併後6年が経過した中で、実際的に総括すべき時期ではないかということがる言われておりました。その中身で、新年度予算を分析してみました。

その点でいえば、合併によって一番の悪い部分、これは安上がりの行政サービスが延々と続いてきた。その中身としては、実際的には三位一体の改悪、これで当時17年以降、かなりの普通交付税が削られた。その結果、かなりの改悪部分が発生しました。

23年度予算において大事な視点は、実はそういう17、18、19で、いわゆる悪くなった部分、住民にとって悪くなった部分をどう改善させていくか。この点が大事な課題であったというふうに考えております。

その点では、私たち民生所管の委員会では、一番きつかったのが、やっぱり町民の立場に立てば、いわゆる会計からの繰り出しで、実際的には国保会計への当時の繰り出しをせずに引き上げられた結果、1人当たり2万円、1世帯当たり1万円の大幅な引き上げにつながった。これが関連するのが他会計繰出金であります。

実際的に、他会計繰出金等がどのくらい推移したかといいますと、対前年で7億1,165万7,000円の減額ということになっております。これを単年度で見れば、御承知のように病院への繰り出しの減であります。やっぱりそこを改めて会計をつくるときにどう補てんするのかというのが、私は大事じゃないかというふうに思います。

それともう1つは安上がりの流れ、これをどう食いとめるかということで、23年度、実は2つの出来事があります。1つは、福祉事務所設置の準備のための予算計上。それともう1つは、教育委員会所管のいわゆる学校給食、この取り扱いをめぐる問題であります。

御承知のように、福祉事務所の肩がわりという部分では、合併以後、県の出先を見たらちょっと考えてみてほしいなというふうに思います。例えば今回、その事務所準備の設置の関係です。今年度、実際的にはいわゆる電子計算導入事業、これが約1,800万円ぐらいじゃなかったかというふうに思います。

それで、今後の動きとしては、結局、先ほど委員長が報告されてましたように、実際的には負担が、基本的には2分の1はかかってくるんじゃないかと、いわゆる当町のほうにですね。それで、今おられる福祉事務所、柳井の出先ですが、それが引き上げることによってのマイナス。それらを考えると、今度ますますそういう負担がふえて、それで、実際的には県の負担を少なくするだけのもんであります。結局は、私は事務事業の移管といっても、結局はそういうところに波及してくるんじゃないかというふうに考えております。

それと、教育委員会関係で2点述べちゃきますと、新年度を通じて、実際的には学校給食関係が民営化され、新たに大島関係が民営化される。私は今までも討論してきましたが、実際的には学校給食の意義、それらを考えれば、やっぱりきちっと子供たちに対しては学校給食は町が責任を負うというスタンスを取り続けるべきだというふうに考えております。

実際的に、要員補充をしないわけですから、当然破たんします。そして、破たんさせてしまって、安いいわゆる運営母体にしていくというやり方は、私は正しくないんじゃないか。一定のやっぱりきちっとした現業職でもあっても雇用の確保、これが私は必要じゃないかというふうに考えております。

あとその他触れるべき点として、実際的な評価部分。これはもう既に述べております。住宅リフォーム助成事業、各議員が一般質問を通じてやられましたし、その評価にかかわる部分は当然評価しておりますし、また火葬場の橋と大島、その設計費を組むこと。それらについては評価しております。しかし、全体として、今回の23年度の当初予算、これは、私は反対したいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 私は、賛成討論の立場で皆さんにお伝えしたいと思います。

このたびの予算につきましては、御存じのように、合併当時は約110億円ぐらいの4町の交付金でございましたけれども、それがちょうど6年たちまして今、約80億円の交付金になっております。非常に切り詰められた予算化をして現在に至っておりますけれども、当町では、中本

町長を初め今の椎木町制に変わりましたけれども、非常に厳しい財政の内容につきながら、まだまだこの周防大島町をお守りできるという形の予算化をしておられます。

御存じのように、1つ1つ取り上げれば切りがございませんけれども、トータルでものを考えていただきますと、特別会計につきましては一般会計の、広田さんが言ったように繰り出し等がありますけれども、それはそれで別問題といたしましても、まだまだ財政的に基金も持つことができたというこの周防大島町でございますので、ぜひまだあと一、二年はしっかり安心の周防大島町が住民の皆さんに持ちこたえるんじゃないかと思うと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきまして、今回の皆さんの御意見の中にもあろうかと思っておりますけれども、賛成という立場で議論をさせていただきました。ありがとうございました。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成23年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 国民健康保険特別会計について、反対の立場から討論したいというふうに思います。

実際的に、当初予算については値上げをしない案として準備されました。それで、6月時点で実際の歳入状況を見て、賦課状況を見て、それで決定するんだと。それで、それなりの負担額、保険者の負担額、これも決めるんだというのが町長の基本的考え方でありました。

それで、先ほども言いましたけど、周防大島町の一般会計として、特別会計への繰り出し、これはやっぱり今後ともかなり比重が高くなっていくというふうに考えております。

といいますのが、実際的に制度の持つ矛盾、これはいつも言うんですが、国によって矛盾があります。これはもう私たちも、それは常に明らかにしております。国の制度が、基本的には医療費負担割合を削った中で、そのまま今日に推移しておると。それが大きな赤字の、国保会計

が厳しい状況がある、これは事実です。

しかし、その自治体、自治体独自で、今いろんな自治体がありますが、引き下げのための努力をしている自治体も実はあるんです。それは、実際的にはかなりの自治体にふえております。

もう一つは、国の通達をどう見るか。今、国がいわゆる地方自治体に対して一般会計から繰り入れを抑えるような通達を出しちよる。これは、国の資料を見ても、実際的に明らかなんです。そういうやり方でいくと、ますます国民健康保険税は高くなっていく要素があるんです。

今考えていただきたいのは、皆さん方国保加入者と国保に加入してない方、それぞれおられます。しかし、最終的にはほとんどの方が国保に加入します。そのときに、実態として私は、非常に高過ぎるんじゃないかなという思いが出ると思います。5年から10年以内に皆さん方は、すべて国保に加入されるという実態が仮に起こってきたときに、今値上げする方向での論議、これがされると非常に高いものになってくるんじゃないかという危惧をしております。

実際的に最終補正で、いわゆる値上げを抑えたという1点で賛成しました。さきの本会議でね。それで、実際的には1世帯当たり3万5,000円ぐらいだということが明らかになったんで賛成しましたが、今回はこのいわゆる予算書では、値上げを抑えたという形になっておりますが、行政報告を見れば、すぐにでも、6月にでも値上げをせざるを得ないというのが椎木町長の公式な考え方です。

そういう立場を私は黙認できないという立場であります。国民健康保険税のあり方、実際的に皆さんでぜひとも考えてみるべきじゃないかなという点を明らかにして、反対討論としておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

起立による採決を行います。議案第2号平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） この点では地方自治体のあるべき姿、国との関係の立場から討論しちょきたいというふうに思います。

私が主張してきたこと、これは国の悪い政治の部分、そのときどきの政権が何であれ、地方自治体として、そして町民の福祉や暮らしを守る立場から、まずい政治に対しては断固変えていくんだというのも自治体の大きな役割であります。今年度介護保険が始まって、3年ごとの見直しで実際的には4期目、いわゆる12年になろうかとしております。そういう中で、実はこの間もかなり制度上のまずい改正がありました。それで現在に至っております。

今年度、御承知のように、最終年度ですから基金を全部取り崩すという形の中で、完全ゼロではありませんが、ほぼゼロという形の中で、実際的には介護保険会計のほうに繰り入れを起こします。そうすると、実際的には見直しがまた来ます、3年に1度の見直しが来ますから。そうすると、また介護保険料の引き上げ、大幅な引き上げをせざるを得ないということの繰り返しが来るんじゃないかと。法律的には、御承知のようにきちっと繰り入れしとけば、自治体として繰り入れしとけば、実際的には通りますが、この点でも、今後かなりの国の悪政を直していかなければ、地方自治体の財政上もかなり厳しくなってくる。これが私の地方と国の関係であります。

ぜひともこういう意味でいえば、介護保険制度そのものも、今度大幅見直しが来ます、実際的に。例えば先ほどあったようなかなり地域、地元、いわゆる町に制度上の変更、これが実際的には覆いかぶさってきます。その点でも注視しちょかにやいけん事案がいっぱいふえてくる、新年度予算の中で。その点を明らかにして、反対としときたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号平成23年度周防大島町介護保険事業特別会

計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第6号平成23年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第7号平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 8 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 8 号平成 23 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 9 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 9 号平成 23 年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 10 号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） 議案第 10 号平成 23 年度周防大島町公営企業局企業会計予算、これについて賛成の立場から討論をしておきます。

実際的に私が賛否の視点は、今までも常々言ってきているんですが、町立病院としてふさわしい運営、維持になっているか、その方向性を向いているかどうか。これがいわゆる私の一つの基準であります。そういう中で、実際的には町民の役に立つ方向で運営しているというふうに私は認識しております。

23 年度の特徴は、委員長からも報告あったように、それぞれ実際的にはかなり厳しい状況であります。中身を見て見ますと、資本的収支の機械備品の更新、そしてまた、収益的収支の実際的な職員の増強での対応。そういうことで、一般会計部分とはかなり違う特質を持ちよるといふふうに思います。

その中でも、手当てをしていくことによって、初めていわゆる収益的収支の関係が改善されるという見方をしております。一律に職員数が多いとか、そういう判断ではできないんだということでもあります。

そういう中で、実際的に1年間の方向性を見てみるときに、気になる部分もあります。例えば町立病院としてふさわしい部分、それと営業係数を上げる。収益的収支の改善をするという点で、不一致の部分が発生します。その点では、私は企業局のほうに委員会でも言うつもりですが、実際的に気をつけるべき点が、いわゆる町民を追い出す、そういうことは絶対すべきではないという点を明らかにしちよきたいといふうに思います。

確かに町立病院の中に、例えば言われるような、社会的入院とかいろんな言われ方をしますが、実際的にはそれぞれの状況がある。これが町民の置かれちよる状況なんだということを再度明らかにして、例えば看護対比を10対1にするために、町民を、入院患者を追い出すようなことはやるべきではないんだという点を再度この場で明らかにしちよきたいといふうに思います。

それとあわせて、1つの町に3病院があるということは、かなりの町民の暮らしに役に立っている、医療、暮らし、福祉に役に立っとるんだという点も議員の皆さん方に再認識をしていただくことと、実際的に、例えばその力、例えば大震災に対する力の発揮の度合いも、実はそこにあるんです。震災のときの力の発揮。

言いますのが、御承知のように、新年度予算を議論するときに、町立病院が災害にあったというのがニュースに流れました。そういうときに、この病院の持つとる力を独自性の中で発揮できる、私はそういうふうに見ております。ただ単純に、いわゆるボランティア登録しとるだけが範疇ではなしに、実際的には、私は企業局が持つちよる力を発揮すれば、一定程度特色ある対応が周防大島町としてできるというふうに考えております。

そういう立場から、企業局の能力を含め、賛成の討論としたいといふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第10号平成23年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

・ ・

日程第 1 1 . 議案第 4 6 号

日程第 1 2 . 議案第 4 7 号

日程第 1 3 . 議案第 4 8 号

日程第 1 4 . 議案第 4 9 号

日程第 1 5 . 議案第 5 0 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1 1、議案第 4 6 号平成 2 2 年度周防大島町一般会計補正予算（第 7 号）から日程第 1 5、議案第 5 0 号平成 2 2 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 4 号）までの 5 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） それでは、議案第 4 6 号平成 2 2 年度周防大島町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、補足説明をいたします。

昨日配付いたしました追加補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条におきまして、既定の歳入歳出予算に 5 0 0 万円を追加し、予算の総額を 1 5 2 億 6 , 8 2 5 万円とするものであります。また、第 2 条におきまして、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を 5 ページの第 2 表のとおり 5 億 7 , 5 8 9 万 4 , 0 0 0 円追加するものであります。

まず、歳入歳出予算補正につきまして、事項別明細書により御説明いたします。9 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、財政調整基金を 5 0 0 万円取り崩すこととしております。

1 0 ページをお願いします。

1 0 ページの歳出では、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費におきまして、寄付金として 5 0 0 万円を計上いたしました。昨日の町長の行政報告にありましたとおり、3 月 1 1 日に発生いたしました東日本大震災におきましては、東北地方各県を初め各地において甚大な被害が発生し、町としてもさまざまな支援を行っているところであります。その一環として、被災地の一日も早い復興を願い、義援金 5 0 0 万円を計上したところであります。この義援金は、山口県町村会に取りまとめ、全国町村会を通じ、特に被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県の各町村会へ送られることとなっております。

次に、5 ページに戻っていただきます。

繰越明許費の追加についてであります。農産物等加工施設管理運営経費を初めとして、1 月の議会臨時会において予算計上をいたしました、地域活性化・きめ細やかな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金を活用した事業並びに県議会議員選挙経費、海岸保全整備事業など、年度内の完了が困難となりました事業を関係機関と協議の上、5 億 7 , 5 8 9 万 4 , 0 0 0 円を翌年度に繰

り越すものであります。

なお、1月の議会臨時会におきまして、繰越明許費の設定をいたしました大島中学校屋内運動場改築事業合わせますと、平成23年度への繰越明許費の総額は6億9,273万1,000円となります。

以上が、議案第46号平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 私からは、議案第47号平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）から議案第49号平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）までについて、補足説明させていただきます。追加補正予算の11ページをお願いいたします。

まず、議案第47号平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を13ページ第1表のとおり、総額で5,244万9,000円と定めるものであります。

事業の内訳につきましては、維持管理経費において、自然災害等に伴う飲料水の緊急給水対策部品として、給水タンクの購入費260万4,000円、設備経費では小松屋代簡易水道の小松調圧水槽耐震改修設計管理委託料368万1,000円及び小松調圧水槽改修、東和、久賀、大島地区の中央監視装置の更新改修に伴う工事請負費合わせて4,984万5,000円となっております。いずれも1月補正で御議決いただいた国の経済対策補正に対応した一部事業が、年度内完成が困難となりましたので、翌年度に繰り越すものであります。

以上が、議案第47号平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についての説明でございます。

次に、議案第48号平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。予算書15ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を17ページの第1表のとおり、総額で447万8,000円と定めるものであります。

内訳につきましては、維持管理経費に計上しております東和片添地区下水道施設の1号マンホールポンプのオーバーホール及び3号マンホールポンプ操作線の絶縁修理、合わせて447万8,000円の修繕費であります。年度内完了が困難となりましたので、翌年度に繰り越すものであります。

以上が、議案第48号平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての説明であります。

続きまして、議案第49号平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。補正予算書19ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を21ページの第1表のとおり、総額で89万3,000円と定めるものであります。

内容につきましては、和田地区農業集落排水施設の2号マンホールポンプ、オーバーホールに要する費用89万3,000円であります。工場へ持ち帰っての作業を行っており、現場据えつけ後の運転調整を含め、年度内完成が困難となりましたので、翌年度に繰り越すものであります。

以上が、議案第47号から議案第49号まで、環境生活部所管の各特別会計補正予算の概要であります。何とぞ慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

議長（荒川 政義君） 石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第50号平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）の補足説明を申し上げます。お手元の平成22年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

この予算は、山口財務事務所、県市町課と協議の結果、平成22年度起債申請するために予算措置が必要との見解になったため補正するものです。

第2条の資本的収支につきましては、企業債を合計で10億2,200万円増額補正し、基金取崩収入であります固定資産売却代金を3億440万円減額補正しております。

第3条の企業債につきましては、先ほど第2条で御説明申し上げました企業債の限度額を補正しております。

以上が、平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）の内容でございます。どうぞよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第46号平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず1点が、繰越にかかわる部分です。御承知のように、国が1.5カ年予算ということで、12月ごろに中身として、いわゆる大型補正がされるというのが繰越の理由だろうというふうに考えております。それで今回の繰越は、いわゆる12月補正にかかわる部分だけなのか、それともそれ以前の部分が含まれるのか、改めて答弁を求めたいという

ふうに思います。

それと、一つ一つの事業の中で、それぞれ繰越率があるやに思います。例えば100%繰越なのか、それとも実際的にはその所管ごとにどういう繰越状況なのか含めて、それぞれ所管課のほうから答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、繰越の中で今おっしゃいます15カ月予算的な考え方での予算で、1月臨時議会で計上をいたしました国の経済対策にかかわる部分ですけれども、これが今5ページの追加の表にあります一番最初の総務費の選挙費の県議会議員選挙経費、これは県のそれ以外のもんであります。あとは海岸保全整備事業、これが通常の予算で繰越になった部分であります。それ以外については、経済対策にかかわる……。それともう1点、河川整備事業に一部、通常の予算が含まれております。それ以外については、ほとんどが1月に計上をいたしましたきめ細やかな交付金、あるいは光をそそぐ交付金にかかわる繰越でございます。

その経済対策にかかわる部分につきまして、執行率といいますか繰越率ということでございますけれども、ここにつきましてはほとんど、ほぼ100%の、予算の執行からいたしますと、繰越率はほぼ100%の繰越になっております。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それでは、5款の農業費から御説明いたします。

農産物等加工施設管理運営経費とふれあいセンター管理運営経費につきましては、全額繰越でございます。農地一般管理経費につきましては、委託料が20%ほどありますので、80%の繰越となっております。排水施設管理事業につきましては、全額繰越でございます。そして、水産業費におきましては、漁港施設管理経費につきましては、きめ細やかな交付金の8,000万円の予算と棕野地区の一部繰越がございますので、全体からいくと事業実施の進捗率は2%となります。

続きまして、海岸保全につきましては、白木漁港の船越地区の海岸保全整備と志佐漁港の海岸保全がございます。そして、白木につきましては40%の繰越の1,469万4,000円で、志佐につきましては全額繰越の3,166万円で、トータルの4,635万4,000円となります。

そして、商工費の中小企業従業員住宅管理経費につきましては1,602万7,000円、これは進捗率が5%でございます。

そして、観光一般経費、公園等管理経費につきましては、進捗率はゼロで全額繰越でございます。

続いて、星野哲郎記念館管理運営費につきましては、進捗率10%でございます。

そして、道路橋りょう維持管理事業及び道路新設改良事業につきましては、全額繰越ござい

ます。

下の河川費の中の1億1,750万円の中には、きめ細やかな交付金の1億円と交付金対象の1,000万円、それに自然災害防止事業の750万円と3つの組み合わせになっております。そして自然災害防止事業おつみ川改修というのが25%の進捗で、あとは全額繰越でございます。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 6項住宅費980万3,000円は、きめ細やかな交付金で久賀地区向津原下住宅、東三蒲地区の第2中塚住宅、橘地区栄住宅の3棟の屋根防水工事の設計委託料と工事請負費が年度内完成、全額ですが、繰り越すものであります。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 教育委員会関係、5つほど事業が上がっておりますが、すべて100%繰越でございます。

議長（荒川 政義君） 菊本東和総合支所長。

東和総合支所長（菊本 雅喜君） 白木センター管理運営経費ですが、これ全額繰越でございます。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 総務費の県議会議員選挙費ですが、これはポスター計上で全繰越でございます。

それと、消防費の消防施設整備事業費ですが、これは消火栓5個、全額繰越でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第47号平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第48号平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第49号平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第50号平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第46号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第46号平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第47号平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第48号平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第49号平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第50号平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16．議案第51号

議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第51号平成22年度開作入川河川整備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第51号平成22年度開作入川河川整備工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

平成22年度開作入川河川整備工事については、平成23年3月10日に11社で指名競争入札を行った結果、周防大島町久賀のユタカ工業株式会社が入札し、5,550万円で落札いたしました。その落札価格に消費税の額を加えた5,827万5,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事内容につきましては、延長336メートルの改修でありまして、主に護岸工、河床工、水路工でございます。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 質疑の1点目は、実は今回、地図等を設置されております。それで、実際的には評価値の部分が、議員にとっては非常にわかりにくいという部分が言われております。できれば、議員各位にこの評価値の実際的な中身、例えばインターネットで町のホームページの中には載っておりますよね。これがないという意見がありますので、これを請求して質疑に入りたいというふうに思います。ぜひ御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） この資料につきましては、公表しておりますので、今用意しておりますので、ただいまから配布させていただきます。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時31分休憩

.....
午前11時34分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私は、この総合評価方式について昨日、一般質問等通じて既に行いました。その中で、実態として、いわゆるスーパーAという表現が正しいかどうかは別にして、実際的に評価の中に差があると、評価の低い業者がこの仕事がほしいというて競りおうていっても、実はとれないと。いわゆる判断基準未満のための不落札という結果の繰り返しになるのではないかというのが、大きな危惧の1つです。

それともう1つは、実際的には当面、スーパーAがとりにくる。確実にとりにきたらスーパーAが独占する方式であり、仮に1歩譲ったとしても、第2番目の評価値、これが実際的には入っていくだけで、あとは入札参加しても、実際的にはもう入札前に決まっているという客観性がここにあるんじゃないかという点で、町長の所感を聞いときます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 昨日の一般質問にも申し上げましたが、要するに、入札書に記載されております価格のみで落札決定ができない制度がこの制度でございます。そこでいいますと今、議員さんの御指摘のように、技術評価点が入りますので、技術評価点とこの入札書の記載価格、両方で最終評価点が出るわけですから、当然、技術評価点というものは日々変わってくるもんじゃないかと、相当期間中は大体同じ評価点が出るということでございますから、それが既に評価点の高いところに有利だというのは間違いない制度でございます。

そこで、この制度がどういうことなのかということなんでございましょうが、だから技術評価点が高いところがいつも落札するのではないかという御懸念をお示しだろうと思っておりますが、昨日も申し上げましたように品確法でいっておるように、価格だけではない品質を確保するためのということで、この制度が発足したんだろうと思っておりますが、そうした中で、町としても試行的にこの総合評価方式を取り入れて、今回初めて試行的な実施をしたわけでございます。

そこでございまして、昨日も申し上げましたように、この制度が周防大島町にとってどうなのかという検証は、これから行っていきたいというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） それは、検証はやらしてもらわにゃいけんです、はっきり言ってね。

しかし、その間に、いわゆる今までこの島内におられた業者さんが、島から出ていくという状況が起こる可能性が一番大きい。懸念の1番です。例えば 首をかしげられるかもわかりませんが ここにおいて、実際的に入札参加しても客観的にはとれないという点数が一方にあれば、島内から業者さんは撤退しますよ、そりゃ。そういう事例が起こるんです、この方式は。

これ見てわかるように、品質管理って言われるが、競争性においていわゆるもう競争性の前にうちはとれないから入札にも参加しないという業者さんがふえて、ほいで島内から業者さんが減ったとき、いざ災害が起こったときどうするんかという事例も、もうこの試行の段階から生まれます。この点について町長、やっぱりきちっととらえちょかんにゃいけん。ただ単純に、検証せにゃいけん、試行期間じゃと言うても、実際的にはかなりの問題が既にあるんだという認識のもとで検証せんと、単純なものじゃないというふうに考えちよるんです。

その点で、町長が、試行期間だいうだけで乗り切ろうとしても、私は問題が大きゅうなるんじゃないかというふうに思います。それは波及してきますから、この間。試行すれば、延ばせば延ばすほど混乱が起きるということになります。今までの実態見てください。ほとんど競争性が……。今回のあれでも競争性が全然発揮されてない。これは県もそういう報告しております。県がこの方式を取り入れたときに、実は地域によってはかなり問題がある方式なんじゃちゅうことで、既に見直しも一次目を出しております。

そういう実態を含めてつかんでもらうて、なおかつ試行期間を延ばすと、相矛盾するものがあるって、大島では入札に参加しても実際的にはとれないんじゃから出てしまうということが、実態として起こるといことなんです。そういう制度なんだと、品質管理だけじゃない、競争性を落として、実際的には入札に参加すること自体が、いわゆる参加者数が減って、競争が少なくなる、こういうことにつながるんだという点の認識をもう少しやっぱりつかんでいただきたいというふうに思います。その点で答弁求めます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほどの答弁と同じなんですが、要するにこの評価値によって落札が決定するということになりますと、この表の一番上に書いてありますように、技術評価点割る入札書記載額掛けるその率ということになりますので、当然その技術評価点というものは、なかなか恣意的に変えることはできない、努力しても変えることはできないということをおっしゃるんだらうと思います。

そのことをすることによりますと、そんじゃあ入札書の記載価格を下げればいいじゃないかという今度は、そこは失格のラインにかかってしまうということですから、例えば皆さんが失格ラインすれすれのところに皆入札書を書いたとしても、結果的にはその技術評価点という決まった数値が、皆に同じ数値じゃないわけですから、当然今言われることが想定されるとい

うことは、私も思っております。

また、県が各土木事務所管内でやっておりますが、その中でも、やはりある程度ですよ、ある程度特定の業者に集中してるといような話も聞いておりまし、県もそういうことでいろいろな弊害を除去するための制度改正といいますが、運用の改正というのをやっておると思っております。私たちも、このことが今回初めてやった制度でございますので、このことについては今、議員さんの御指摘のことも踏まえまして、今後この制度をどのように運営していくかというのは考えていきたいと思っております。十分認識はいたしております。

議長（荒川 政義君） 田中議員。

議員（1番 田中隆太郎君） このことに関しましては私も、自由競争の原理から見まして、ぜひ町長に、早急に改善をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の入札について、反対の立場から討論しときたいというふうに思います。1つは、事業そのものに反対するものではないということも明確にしちよきたいと、誤解を生まないようにですね、しちよきたいというふうに思います。

それとせっかく町長が問題点は十分認識しちよるんだという答弁があったにもかかわらず、反対するという点については、やっぱり制度上の欠陥はどれだけ早く直すかというのにかかるといふふうに思います。

それと、導入時にどういう対応をするのか。例えば、よく入札の変更起こります。文書通達で済ます場合と、実際的には業者さんと呼んで、かくかくしかじかという説明をした上で、いわゆる導入する場合、これがあります。ほいで今回の事例を見ると、実は県におかれましては、実際的には業者説明のQ & Aを開いて、それで意見を聞いて実施したという話があります。一方、町のほうは、いわゆる通達だけではなかったんかという言われ方もしております。通達っていうのは、各業者に対する通達、文書通達かどうかは別にして。そういう不満もあるんじゃないかということが、既に言われております。皆さん方が、いや通達だけではなしに、実際的には業者をやったんだという方がおられましたら、ぜひ賛成討論の中で言うていただきたいというふうに思います。

私が思っておる認識としては、そういうふうに改正の場合であっても、大規模の、本式の改正、そのときは、少なくとも業者さんと呼んで丁寧な説明をして実施すべきだという立場に立ちます。

この点で、私は不十分ではなかったかという点を明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5 1号平成2 2年度開作入川河川整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第1 7 . 議案第5 2号

議長（荒川 政義君） 日程第1 7、議案第5 2号平成2 2年度白木（地家室）漁港海岸離岸堤改修工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第5 2号平成2 2年度白木（地家室）漁港海岸離岸堤改修工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

平成2 2年度白木（地家室）漁港海岸離岸堤改修工事については、平成2 3年3月1 0日に、1 2社で指名競争入札を行った結果、周防大島町西安下庄の大島建設株式会社が5, 9 3 0万円で落札いたしました。その落札価格に消費税の額を加えた6, 2 2 6万5, 0 0 0円で、請負契約を締結しようとするものであります。

工事の内容につきましては、離岸堤延長が5 2 . 0メートルの改修となっております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により、議会の御議決をお願いするものです。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第52号平成22年度白木（地家室）漁港海岸離岸堤改修工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18．議員派遣の件

議長（荒川 政義君） 日程第18、議員派遣の件について議題とします。

お諮りいたします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思えます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、平成23年度第1回定例会を閉会いたします。

事務局長（木元 真琴君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時48分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 杉山 藤雄

署名議員 新山 玄雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員